

猪苗代町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年8月18日策定

令和4年7月20日改定

猪苗代町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられた。

猪苗代町の農業においては、水稻を基幹作物として進展してきており、経営の合理化・効率化を図るため、また、大規模農業経営体を育成すべく、圃場の大区画化やカントリーエレベーターの整備などに取り組んできたところである。しかしながら、昨今の米消費量減少による過剰在庫等に対応するとともに農業者の収益力向上に取り組むため、そば・大豆等の土地利用型作物や、トマト・アスパラガス・カラー・トルコギキョウなどの園芸作物への作付転換が図られてきたところであるが、農業後継者の不足や高齢化などの解決できない問題は山積しているところである。

今後は、地域における人と農地の問題解決のための「人・農地プラン」の策定と見直しに積極的に協力するとともに、各集落の農用地利用改善団体や生産組織の法人化の支援に取り組み、高齢者の離農予定者や経営転換予定者などの農地については、地域の担い手への農地利用の集積・集約化に農地中間管理事業等を活用しながら取り組んでいく必要がある。

しかしながら、山間地や里山の境界付近では、基盤整備のされていない狭隘で不整形な農地、大型農耕機が入らない農地等の耕作条件が非常に悪い農地、さらには近年多発している有害鳥獣の被害を受ける等条件の悪い農地が多く、現状においても荒廃が進んでおり、今後も荒廃が進んでいくものと思われるため、このような条件不利地については、現況に応じて農地性の判断を検討する必要がある。

このことから、町とともに守るべき農地を明確にしつつ荒廃農地につながる遊休農地の発生防止・解消に努めていくこととする。

以上のような観点から、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、猪苗代町農業委員会の指針として、具体的な取り組みを下記のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それにあわせて令和5年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (令和4年3月)	3, 2 4 0 h a	4. 7 h a	0. 1 4 %
3年後の目標 (令和7年3月)	3, 2 4 0 h a	1. 9 h a	0. 0 6 %
目 標 (令和11年3月)	3, 2 4 0 h a	0 h a	0 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と意向調査の実施について

農業委員及び推進委員は管内を6の区域に分け、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査と同法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施について協議・検討し調査の徹底を図る。

調査時期については、強化月間である8月とし、町広報紙、ホームページ等を活用し農業者に主旨の周知と協力を呼びかける。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、既に山林化・原野化し、農地として再生利用が困難な土地（B分類の再生利用困難）と区分された荒廃農地については、所有者本人や周辺地域の状況及び農地転用制度との整合性を図りながら適切に「非農地判断」を行い、「守るべき農地」との区分を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	農地利用集積面積	集積率
現 状 (令和4年3月)	3, 240 h a	1, 786 h a	55. 1%
3年後の目標 (令和7年3月)	3, 240 h a	2, 149 h a	66. 3%
目 標 (令和11年3月)	3, 240 h a	2, 633 h a	81. 3%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

①「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会は、人と農地の問題解決のため、「人・農地プラン検討会」を通じて、認定農業者等の中心的経営体を決め、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに協力する。

②「農地中間管理機構」等との連携について

農業委員会は農地中間管理機構、農協等と連携し、ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、ウ) 期間満了を迎える利用権設定の農地等を農業委員及び推進委員の地域活動等を通じて把握に努め、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定

農地の利用調整については、地域の農地利用の状況を踏まえ、法人等を含めた地域の担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④農地所有者等が所在不明な農地の取扱いについて

農地所有者等の所在不明の農地については、県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現 状 (令和4年3月)	2 人	2 法人
3年後の目標 (令和7年3月)	3 人	2 法人
目 標 (令和11年3月)	4 人	2 法人

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機構との連携について

福島県、猪苗代町、会津よつば農業協同組合、猪苗代町土地改良区等関係機関と連携し、新規参入相談及び農地の斡旋の検討をする。

②農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入経営体の定着を図るため、参入後のフォローアップに努める。

4. その他

この指針は、農地等利用の最適化の推進状況を検証し、必要に応じて目標値の見直しを図る。